

平成20年5月14日

事業主 各位

日本金属プレス工業厚生年金基金

加入員に関する基本項目及び住所一覧表等のご提出について（お願い）

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当基金の事業運営につきましては、平素からご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、去る1月16日付「加入員記録の再検証、加入員等の住所管理及び年金未請求の勧奨について（年金記録問題に関する当基金事務の取扱いと作業工程の概要のお知らせ）」の中でご案内いたした標記の時節が参りました。

つきましては、業務繁忙の折誠に恐縮に存じますが、下記の要領で貴事業所の加入員の皆様に関する「厚生年金保険被保険者・国民年金第3号被保険者住所一覧表（以下、「一覧表」と略します。）」を管轄社会保険事務所（以下「管轄社保」と略します。）からお取り寄せのうえ記録照合いただき、その一覧表等を平成20年9月5日までに、当基金にご提出くださいますようお願い申し上げます。

記

1. ご提出いただく一覧表等の記載必須項目

- (1) 一覧表掲載項目：①事業所整理記号、②事業所番号、③事業所名称、④整理番号、⑤被保険者氏名、⑥基礎年金番号、⑦被保険者の郵便番号及び住所
- (2) 基金追加項目：①（当基金）事業所番号、②（基金）加入員番号

2. 以下(1)又は(2)の方法でご提出ください。（この一覧表に関する社会保険庁HP掲載アドレス <http://www.sia.go.jp/topics/2006/n1215.pdf>）

(1) 磁気媒体による方法（この方法によるご提出賜れば幸いに存じます。）

別紙の一覧表（【見本】参照）の「一覧表提供申出書（同封の様式）」中「2. 磁気媒体（Excel）」に丸印（○）を付け管轄社保宛にご提出し、これに伴い管轄社保から提供された磁気媒体（両面倍密FDWindows形式）収録のExcel情報を印刷し、「一覧表（訂正前）」の記載内容を精査のうえ、訂正（含む、追記）を要する場合は、「一覧表」の該当項目を朱書き訂正のうえ、「一覧表（朱書き訂正後）」を訂正届として、管轄社保宛にご提出ください。

一方、訂正がある場合はExcel情報（訂正前）を上書き修正いただき（なお、訂正がない場合ではそのまま）、FDに「Excel情報（正当）」を収録のうえ当基金までご提出ください。

(2) 一覧表による方法

別紙の一覧表（【見本】参照）の「一覧表提供申出書（同封の様式）」中「1. 一覧表」に丸印（○）を付け管轄社保宛にご提出し、これに伴い管轄社保から提供されたその「一覧表」の記載内容を精査のうえ、項目の訂正（含む、追記）を要する場合は、該当項目を朱書き訂正いただき、その「正本」を管轄社保宛にご提出ください。一方、訂正の有無にかかわらず、「正本のコピー（副本）」を当基金にご提出ください。

×× 社会保険事務所

事業所整理記号: 12-ABC

事業所番号: 01234

事業所名称: 日本金属プレス工業株式会社

整理番号

被保険者氏名

基礎年金番号

郵便番号

被保険者住所

事業所番号

加入員番号

000123-0

生年月日
ネキン 伊吹
S-45.11.1

1234-567890
~~0123-456789~~

130-8554
~~130-0026~~

東京都墨田区両国4-30-7
金属プレス会館8階

10123

5638

【管轄社会保険事務所宛】

社保の記録が誤っているとき(又は、住所が空欄のとき)、は**朱書き訂正**のうえ、管轄社保宛に訂正届に替えてこの「一覧表(朱書き訂正後)正本」をご提出ください。

【当基金宛】 .. 訂正の有無にかかわらず、ご提出ください。

- 訂正がある場合は、【管轄社会保険事務所宛】の要領をご参照ください。
 - FDでご提出の場合は、訂正項目を**修正入力**し、次項「2」をご覧ください。
 - 一覧表でご提出の場合は、訂正後の一覧表(正本)のコピー(副本)を撮り、次項「2」をご覧ください。
- 当基金の事業所番号及び加入員番号
 - FDでご提出の場合は、「被保険者住所」列の次の列(最後列)に「事業所番号」を、その次の列に「加入員番号」を**修正入力**ください。
 - 一覧表でご提出の場合は、「被保険者住所」欄の次に、「事業所番号」を、その次に「加入員番号」をお書き添えください。

従業員の皆様と被扶養配偶者の方の 住所一覧表提供事業について

「ねんきん特別便」などの年金個人情報をも、直接、被保険者の皆様にお送りするためには、正しい住所記録の管理が必要です。

社会保険庁では、現在、正確な住所を把握する取り組みを進めており、その一環として、事業主の皆様からのご依頼に基づき、従業員の皆様とその配偶者の方の住所一覧表を提供しておりますので、住所の確認にご活用ください。

なお、住所一覧表の活用にあたっては、以下の点にご留意ください。

住所一覧表の提供を受けるには

住所一覧表の提供を受けるには、事前に、所定の申出書の提出が必要です。必要事項をご記入の上、管轄の社会保険事務所等に提出してください。

※ 申出書の様式は社会保険庁ホームページに掲載しておりますので、ご利用ください。

提供する住所一覧表について

社会保険庁から提供する住所一覧表は、これまでの各種届出に基づいて管理している被保険者記録から抽出しておりますが、従業員の皆様やその配偶者の方の現在の状況と提供する記録とが異なる場合は、記録の訂正が必要となります。

※ お住まいの市町村の合併で住居表示が変更となった方がいる場合は、特にご注意ください。

記録の訂正が必要な場合の手続き

○ 住所変更が必要な場合

住所一覧表の住所と現在お住まいの住所が異なる場合は、平成23年3月までの間は、住所一覧表に朱書き訂正していただくことにより、簡便に住所変更の届出することができます。(※ 所定の様式による届出も可能です。)

○ 住所以外の事項の変更が必要な場合

氏名変更や生年月日訂正等の手続きには、所定の様式による手続きが必要となりますので、社会保険事務所でお手続きください。

※ その他、ご不明な点については、事業所等を管轄する社会保険事務所にお問い合わせください。

〔事業所用〕

社会保険事務所 御中

厚生年金保険被保険者・国民年金
第3号被保険者住所一覧表提供申出書

当社における従業員及びその被扶養配偶者の住所記録について、社会保険庁で管理している住所記録を確認するため、「厚生年金保険被保険者・国民年金第3号被保険者住所一覧表」の提供を申し出ます。

事業所整理記号	
事業所番号	
提供の方法 (希望する方を○で囲むこと)	1. 一覧表 2. 磁気媒体 (Excel)

※ 従業員が1,501人以上の事業所は、磁気媒体のみの提供になります。

平成 年 月 日提出	
事業所所在地 〒 ー	
事業所名称	
事業主氏名	印
担当者氏名	
電話番号 ()	

〔船舶所有者用〕

社会保険事務所（局） 御中

厚生年金保険被保険者・国民年金
第3号被保険者住所一覧表提供申出書

当船舶における船員及びその被扶養配偶者の住所記録について、社会保険庁で管理している住所記録を確認するため、「厚生年金保険被保険者・国民年金第3号被保険者住所一覧表」の提供を申し出ます。

被 保 険 者 証 記 号	
告 知 番 号	

平成 年 月 日提出	
船舶所有者住所（所在地） 〒	—
船舶所有者氏名（名称）	
代 表 者 氏 名	印
担 当 者 氏 名	
電 話 番 号	（ ）